

飲食店における受動喫煙防止対策実態調査(調査票)

平素より、県民の食の安全・安心の確保、健康づくりの推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

令和2年4月1日から健康増進法の改正により、多くの人が利用する施設について、原則、屋内禁煙とすることが義務付けられました(詳細は別添チラシ参照)。この度、県内の飲食店の受動喫煙防止対策の実態を把握するため、本調査を行うこととしましたので、御回答いただきますようお願いいたします。

この調査は、県内の飲食店の中から約2,000店を抽出して御協力をお願いしています。アンケート結果は、統計的に処理され、店名や回答者が特定されることはありません。なお、御回答いただいた内容は、本調査の目的以外には使用しないことを申し添えます。

石川県健康推進課

- 令和3年4月30日(金)までに別添の返信用封筒にてご返送ください。

問1. あなたのお店の所在地をお答えください。(市町名を記入)

問2. あなたのお店についてお答えください。(該当する番号1つに○)

1. 経過措置対象の飲食店(※1)
2. 喫煙を主目的とするバー・スナック等(※2)
3. 上記2種以外の飲食店

【※1】改正された健康増進法では、以下の飲食店は経過措置として屋内喫煙可能です。その際は①管轄の保健福祉センターに届け出ること、②喫煙室の標識掲示をすることが必要となります。

- 令和2年4月1日時点で現に存する店舗
- 資本金または出資の総額5000万以下の会社
- 客席部分の床面積が100㎡以下

【※2】喫煙を主目的とするバー・スナック等とは、①たばこの対面販売(出張販売を含む。)をしており、②喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて③飲食の提供(米類・パン・麺類・ピザ・お好み焼きなどの主食は提供できません。)をしている施設のことです。

問3. 令和3年3月現在の受動喫煙防止対策実施状況についてお答えください。

(該当する番号1つに○)

1. 敷地内禁煙(店内・店外を問わず終日禁煙)
2. 屋内禁煙(店内は終日禁煙、店外に喫煙場所がある)
3. 喫煙専用室を設置(禁煙エリアと壁、天井等で区画された喫煙可能エリアをわけている)
4. 加熱式たばこ専用喫煙室を設置
(禁煙エリアと壁、天井等で区画された加熱式たばこ喫煙可能エリアをわけている)
5. 店内で喫煙可能 (経過措置又は喫煙を主目的とするバー・スナックのみ可能)

裏面へ続く

問4. 今後の予定についてお答えください。(該当する番号1つに○)

1. 敷地内禁煙を検討
2. 屋内禁煙を検討
3. 喫煙室専用室の設置を検討
4. 加熱式たばこ専用喫煙室の設置を検討
5. 現在の取り組みを継続
6. 未定

調査へのご協力ありがとうございました。

【お問い合わせ先】

石川県健康推進課

電話：076-225-1584 FAX:076-225-1444